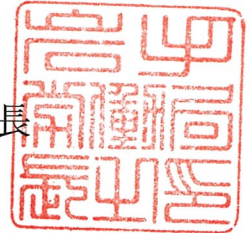




岩労発基 0419 第 1 号  
令和 4 年 4 月 19 日

公益財団法人岩手労働基準協会長 殿

岩手労働局長



### 死亡労働災害防止のための取組みについて（要請）

岩手県内における労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は、長期的に減少傾向にあったが、ここ数年は増加傾向に転じ、令和 3 年には 1,530 人となり、平成 13 年以来 20 年ぶりに 1,500 人を超える事態となっています。

特に、死亡労働災害による死亡者数は、令和 4 年に入り 3 月末集計で 8 人となり、前年同期の 2 倍を数え、極めて憂慮すべき状況となっていたところ、今月に入ってから新たに死亡労働災害により 2 人死亡し、現時点で 10 人となり、その多発傾向に歯止めがかからない状況となっています。

死亡労働災害は、労働者のかけがえのない命を奪い、残された家族の皆様の深い悲しみや将来への不安をもたらし、職場や社会における損失等も鑑みると、最大限の努力のもとに、その防止に取り組まなければならないものです。

については、主要労働災害防止団体である貴団体においては、本日から 6 月 30 日までの間を「死亡労働災害防止強化期間」として、別添の要請事項を踏まえた労働災害防止のための一層の取組を実施するよう要請します。

別添

「死亡労働災害防止強化期間」における要請事項

- 1 事業場トップが安全の確保について所信を表明するとともに、労働者への周知・啓発を行うこと。
  - 2 朝礼、作業開始前の打合せ等の機会をとらえ、全員参加により、これから行う作業や行動の安全性を確認し、関係者の意思統一、安全意識の高揚を図ること。
  - 3 安全管理体制を整備し、活動状況の点検、職場巡視の的確な実施等、安全活動の活性化を図ること。
  - 4 余裕をもった車両運行計画の作成、交通安全教育の実施等により、交通労働災害防止に向けた意識の高揚を図ること。
  - 5 保護帽、墜落制止用器具（安全带）等保護具の適正な使用を徹底すること。
  - 6 建設用機械、林業用機械、フォークリフト等運転時のシートベルトの着用を徹底すること。
- ※ 別紙により同期間中の取組結果についてお知らせくださるようお願いいたします。